

MADOCA 利用検討会 規約

一部改正 2018 年 7 月 25 日

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会の名称は「MADOCA 利用検討会」（以下「本検討会」という）とする。また、英文においては“Investigative Community for the Utilization of MADOCA”と称する。ここでいう MADOCA とは国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機構（JAXA）が開発した高精度軌道時刻推定ツール“Multi-GNSS Advanced Demonstration tool for Orbit and Clock Analysis”の略称を指す。

(目的)

第 2 条 本検討会は、各分野で協調して MADOCA の利用を進めるべく、MADOCA により生成した測位補強情報を用いたセンチメートル級測位に関する技術的仕様や性能を共有することでアプリケーションの更なる開拓を促進するとともに、これまで個別に行われてきた実用化調査などの検討を分野横断的に協調して行うことを目的とする。

(活動内容)

第 3 条 第 2 条の目的に沿った次の活動の本検討会の会員で実施する。

- (1) MADOCA を協調して利用するための意見交換会と提言
- (2) 講演会の開催
- (3) 会員相互の情報交換、技術協力活動促進
- (4) 他団体との交流および連携
- (5) 補強情報の国際標準化
- (6) その他、第 2 条の目的達成に必要な活動

(活動期間)

第 4 条 本検討会の活動期間は 2020 年 3 月 31 日までとする。ただし、本検討会の総会における決議により期間を延長することができる。

(会計年度)

第 5 条 本検討会の会計年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。ただし、設立初年度については設立日から設立以後最初の 3 月 31 日までとする。

(幹事)

第 6 条 本検討会の活動を円滑に進めるため、次の構成で幹事会員を定める。

- | | |
|---------|-----|
| (1) 代表 | 1 名 |
| (2) 副代表 | 1 名 |
| (3) 幹事 | 若干名 |
| (4) 事務局 | 1 名 |

- 2 設立時の幹事会員は設立総会での承認決議を経て定める。
- 3 幹事会員の変更は、幹事会の推薦により総会で決議する。
- 4 代表幹事は本検討会を代表し、活動を統括する。
- 5 副代表幹事は代表幹事を補佐し、代表幹事に事故あるときはその職務を代行する。
- 6 事務局幹事は本研究会の運営に必要な事務処理と会計に関する業務を行う。

第2章 会員

(種別)

第7条 会員種別は次の2種類とする。

- (1) 一般会員（民間企業など）
- (2) 賛助会員（公的機関、公益法人、教育・研究機関など）

(入会)

第8条 本検討会の趣旨および規約に賛同する法人・団体・機関は別紙の入会申込書を記載し事務局幹事へ届け出た後、幹事会の議を経て入会を認められる。

2 入会を認めない場合、代表幹事は申込者に対し理由を付した書面をもってその旨を通知しなければならない。

(会費)

第9条 会費は無料とする。

(退会)

第10条 退会希望者は、退会意思を記した書面を事務局幹事へ通知することにより任意に中途退会することができる。

2 既に支払い済みの会費は返還しない。

(除名)

第11条 次のいずれかに該当する会員は、総会の議決によって会員から除名することができる。

- (1) 本検討会の規約を遵守する意思が認められない場合
- (2) 本検討会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をした場合
- (3) 会員としての法人・団体・機関が消滅した場合
- (4) その他、会員として不適格と認める相当の事由が発生した場合

(会員の権利と義務)

第12条 会員もしくは会員となる法人・団体・機関に属する者は、本検討会が開催する総会および意見交換会に出席し意見を述べることができる。

2 会員は、本検討会の活動へ積極的に参加し貢献しなければならない。

3 会員は、本検討会の活動に有益となるデータや情報を開示可能な範囲で積極的に提示しなければならない。

(オブザーバ)

第13条 幹事会がオブザーバとして認める法人・団体・機関は、会員とならずとも本検討会の活動へ参加することができる。

第3章 会議

(総会)

第14条 総会は全会員で構成し、代表幹事が招集して開催する。

- 2 総会は、定期総会を各年度1回開催するほか、代表幹事が必要と認めた場合は臨時総会を開催する。
- 3 総会は、テレビ会議システムによる出席および委任状による出席も含め、全会員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 総会の議長は代表幹事が指名する。
- 5 総会の議決は出席会員の過半数の賛成をもって行う。
- 6 一般会員および賛助会員は各1個の議決権を有する。
- 7 総会では次の事項を議決する。
 - (1) 活動計画および会計計画の決定と改訂
 - (2) 活動報告書および会計報告書の承認
 - (3) 本検討会の全体意思の決定
 - (4) 会員の除名
 - (5) 幹事会員の変更の承認
 - (6) 解散
 - (7) 規約変更および細則の制定
 - (8) その他本検討会の活動に係る重要事項

(幹事会)

第15条 幹事会は全幹事会員で構成し、代表幹事が招集して開催する。

- 2 幹事会は、定期会議を各年度2回開催するほか、代表幹事が必要と認めた場合は臨時会議を開催する。
- 3 幹事会は、テレビ会議システムによる出席および委任状による出席も含め、幹事会員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 幹事会の議長は代表幹事が指名する。
- 5 幹事会の議決は出席幹事会員の過半数の賛成をもって行う。
- 6 幹事会では次の事項を議決する。
 - (1) 活動計画および会計計画の立案
 - (2) 活動報告書および会計報告書の立案
 - (3) 会員の入会
 - (4) 規約変更および細則の立案
 - (5) ワーキングチームの設置と廃止
 - (6) オブザーバの招聘

(7) その他幹事会が必要と認める事項

(意見交換会)

第16条 本検討会の活動計画によって意見交換会を計画し開催する。

2 意見交換会のテーマは第2条の目的に沿った内容とする。

(ワーキングチーム)

第17条 幹事会が必要と認めた場合は、特定の課題についての検討や実証実験を行うワーキングチームを検討会に設置することができる。

2 ワーキングチームは本検討会の会員で構成し、代表を1名定める。

3 ワーキングチームの代表は総会において活動計画と活動結果の報告を行う。

第4章 解散

(解散)

第18条 本検討会は次のいずれかの事由により解散する。

(1) 活動期間の満了

(2) 総会の決議

(清算)

第19条 本検討会解散後の資産の帰属先は総会決議にて決定するものとする。

第5章 規約変更・細則

(規約変更)

第20条 本規約の変更は、幹事会の議を経て総会の承認を得ることで行うことができる。

(細則)

第21条 本規約の施行に必要な細則等は、幹事会の議を経て総会の承認を得ることで定める。

附則

1. 本規約は、本検討会の設立の日から実施する。

改正附則 (2018年7月25日改正)

2. この改正規約は、2018年7月25日から実施する。